

食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた
消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について

令和7年1月7日
内閣府 食品安全委員会
消費者庁

昨年4月に食品衛生基準行政が厚生労働省から移管されたことを受け、消費者庁には、食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーション(検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、その過程で関係者間の相互理解を深めることでリスク管理を有効に機能させる取組)の一層の推進が期待された。

これを機に、消費者庁と食品安全委員会は、これまでに、ポータルサイトの開設、大学の食品安全に関係する学部・学科や地方公共団体の消費者行政主管部局に対するリスクコミュニケーションの開催の呼びかけ等を行ってきたところである。

昨今、紅麴事案等による食品安全を取り巻く状況に関する国民の関心が高まっていることを踏まえ、より正確な情報が迅速に伝達されることの重要性が再認識されたところであり、改めてリスクコミュニケーションの推進体制を強化することが必要である。

食品安全行政の司令塔である消費者庁と、食品健康影響評価を担う食品安全委員会は、食品安全基本法の理念の下、核となって、関係機関と連携を図りながら食品に起因する国民の健康影響の未然防止を図っていくとともに、国民の声に耳を傾けながら、切れ目なく、リスクコミュニケーションを戦略的かつ効率的に推進していく必要がある。

については、消費者庁と食品安全委員会は、下記の事項について、連携・協力を行うこととする。

記

1. 消費者庁の役割

消費者庁は、食品安全行政の中で行うリスクコミュニケーション全般にわたって、食品衛生基準に係る自らのリスク管理部局も含め、厚生労働省、農林水産省、環境省等のリスク管理機関及びリスク評価機関である食品安全委員会が政府全体として目標を共有しつつ、それぞれの役割が十全に機能したコミュニケーションが行われるよう、主導的な役割を果たす。

2. 食品安全委員会の役割

食品安全委員会は、これまで実施してきた食品健康影響評価や評価指針に関するリスクコミュニケーションに加えて、消費者庁が主導するリスク管理に関するリスクコミュニケーションに積極的に協力・関与する。対象となる危害要因の分野に応じて、これまで実施した食品健康影響評価結果等の科学的な知見の提供、食品安全委員会委員の派遣及び様々な専門分野の科学者のネットワークを活かした専門家の推薦を行う。

3. 各地方公共団体との連携等

消費者庁と食品安全委員会は共同して、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する一環として、地方公共団体と連携し、各地の消費者団体や地域コミュニティ等による主体的なリスクコミュニケーションを促す取組（地域コミュニティ等における食品安全に関するリテラシーの向上支援等）を行う。